



2026 年 10 月 2 日

各 位

会 社 名 D M G 森 精 機 株 式 会 社
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 森 雅 彦
(コード番号：6141 東証プライム)
問合せ先 取 締 役 C F O 太 田 圭 一
(TEL 03-6758-5900)

ドミネーション・アグリーメントに係る裁判終結に関するお知らせ

当社は、当社の連結子会社である DMG MORI Europe Holding GmbH (旧 DMG MORI GmbH、以下、「GmbH 社」) と DMG MORI AG (以下、「AG 社」) との間で締結されているドミネーション・アグリーメントに関連し、GmbH 社以外の AG 社株主 (以下、「外部株主」) から提起されていた株式買取請求価額および年度毎の継続補償額に関する再評価申立て (以下、「本件裁判」) について、ドイツにおける裁判手続が終結したことを確認いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

約 10 年間続いた裁判がようやく終結したことにより、長期にわたり継続していた法的不確実性が解消されました。なお、本件裁判の終結に伴う当期連結業績への重要な影響はありません。

記

1. 判決等の日

当社の連結子会社である GmbH 社はドイツ現地時間 2026 年 10 月 1 日に、デュッセルドルフ高等裁判所における本件裁判の決定を受領いたしました。同高等裁判所は 2026 年 9 月 25 日付で控訴を棄却する決定を行い、これにより本件裁判は終結しました。

2. 訴訟の原因及び決定等に至った経緯

GmbH 社と AG 社との間で締結されたドミネーション・アグリーメントは、2016 年 8 月 24 日に発効しており、これに伴い、外部株主には、AG 社株式の買取請求権及び継続補償の請求権が付与されており、株式の買取を請求するか、または株主として継続して補償金を受領することができます。

本件裁判は、外部株主の一部が、株式買取請求価額および年度毎の継続補償額について再評価を求め、ドイツの裁判所に申立てを行っていたものです。

3. 訴訟を提起した者の概要

AG 社の外部株主 (複数)

4. 訴訟内容

本件裁判は、ドルトムント地方裁判所の 2023 年 3 月 23 日付決定に対する控訴審であり、株式買取請求価額および年度毎の継続補償額について再評価を求めておりました。株式買取請求価額については、増額請求は認められず、当社の主張する 1 株当たり 37.35 ユーロで確定しました。また、契約締結後も株式を保有し続ける外部株主に支払われる継続補償金については、ドルトムント地方裁判所の決定と同様に 1 株当たり 1.17 ユーロから 1 株当たり 1.28 ユーロに増額されることが確定しました。

その結果、株式買取請求価額および年度毎の継続補償額は以下の通り確定いたしました。

- ・ 株式買取請求価額：AG 社株式 1 株当たり 37.35 ユーロ
- ・ 年度毎に支払う継続補償：AG 社株式 1 株当たり 1.28 ユーロ（税込）

また、株式買取請求期間は、ドイツ法制に基づき本件決定が公告された日から 2 か月経過した時点で終了する予定です。

5. 業績への影響について

当社は、ドミネーション・アグリーメントの発効に伴い、外部株主に対する株式買取義務および年度毎の継続補償に係る将来支払が見込まれる金額について、その割引現在価値を算定し、従前よりその他の金融負債及び金融費用として連結財務諸表に計上しております。

したがって、本件裁判の終結そのものにより、新たな負債及び費用が発生するものではなく、当期連結業績への重要な影響はありません。なお、今後開示すべき事項が新たに判明した場合には、速やかに開示いたします。

（参考）ドミネーション・アグリーメントの概要

当社の連結対象会社である GmbH 社と AG 社との間でのドミネーション・アグリーメントが 2016 年 8 月 24 日に発効されました。

ドミネーション・アグリーメントとは、ある会社から他の会社の意思決定機関である取締役会に対して直接的な指示が可能となるドイツ法制に基づく契約です。また、これにより 2016 年度以降の AG 社の利益及び損失は GmbH 社に移転します。

外部株主は AG 社株式の買取を請求するか、請求しない場合には継続的に補償金を受領することができます。GmbH 社は外部株主による株式買取請求に応じる義務があります。また、株式買取請求をしない外部株主に対しては、年度毎に継続補償を支払う義務があります。

以 上